

平成 17 年 2 月 23 日

大阪府知事

太田 房江 様

**大阪府における法人事業税・法人府民税に対する  
超過課税の撤廃に関する要望**

社団法人関西経済連合会

社団法人関西経済同友会

大阪商工会議所

大阪経済を本格的な成長軌道にのせ、持続的な富の拡大を図っていくためには、府内に立地する企業の活力増進はもとより、域外から積極的に投資を呼び込んでいくことが肝要である。

大阪府におかれては、各種産業政策を展開されているところであるが、地元企業の競争力強化や他地域への流出抑止、域外企業の誘致のためには、当地の立地コストを引き下げていくことが不可欠である。

しかしながら、大阪府では、昭和 50 年より法人事業税、昭和 51 年より法人府民税法人税割、さらに平成 13 年より法人府民税均等割についてそれぞれ超過課税を適用している。

現下の大阪府財政の厳しさは理解するが、超過課税が常態化し、それを前提とした財政計画・予算編成がなされていることは問題である。こうした状況は、府下における企業活動のコストを高め、地域の産業競争力強化の妨げになっていることは否めず、かねて繰り返し求めてきたとおり、法人二税の超過課税を早急に撤廃することを強く要望する。少なくとも、平成 17 年 10 月 31 日で適用期限を迎える、法人府民税法人税割の超過課税については、近隣府県並みの 5.8%まで引き下げられたい。

大阪府におかれては、府内立地企業の負担を軽減し、経済活動を活発化させることによる税収増を目指すべきと考える。なお、超過課税撤廃による税収減については、歳出の一層の見直し・合理化によって賄われたい。

以 上